

ノートルダム清心女子大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本学則は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）学則第3条の3第2項に基づき、ノートルダム清心女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に関する必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 本大学院は、キリスト教的世界観を基礎とする本学の建学の理念に基づき、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を有する人材を育成し、地域社会、国際社会の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院における各研究科各専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(建学の精神)

第2条の2 本学は、19世紀初頭、キリスト教教育を子女に行うことを目的にして、フランスで創設されたカトリックの教育修道会、ナミュール・ノートルダム修道女会(Sisters of Notre Dame de Namur)を設立母体としている。本学の建学の精神は、修道会創始者聖ジュリー・ビリアート(St. Julie Billiart)のキリスト教世界観を基底とした教育信念に基づく「心を清くし愛の人であれ(Purify your heart and be a person of love)」にある。

(自己評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(研究科の種類)

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

文学研究科

人間生活学研究科

2 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科の専攻及び課程)

第5条 研究科に次の専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻・コース名	課 程
文学研究科	日本語日本文学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	英語英米文学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	社会文化学専攻	修士課程
人間生活学	人間複合科学専攻	博士後期課程

研 究 科	人間発達学専攻 人間発達学コース 臨床心理学コース	修士課程
	食品栄養学専攻	
	人間生活学専攻	

(標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第6条の2 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(入学定員及び収容定員)

第7条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻・コース名	課 程	入学定員	収容定員
文 学 研 究 科	日本語日本文学専攻	博士前期課程	3人	6人
		博士後期課程	2	6
	英語英米文学専攻	博士前期課程	3	6
		博士後期課程	2	6
	社会文化学専攻	修士課程	3	6
人 間 生 活 学 研 究 科	人間複合科学専攻	博士後期課程	3	9
	人間発達学専攻 人間発達学コース 臨床心理学コース	修士課程	4	8
		修士課程	7	14
	食品栄養学専攻	修士課程	3	6
	人間生活学専攻	修士課程	6	12

第3章 教員及び運営組織

(大学院委員会)

第8条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 研究科長
- 三 専攻主任
- 四 コース長
- 五 研究科ごとに研究科委員会で選出された評議員各1人
- 六 その他学長が必要と認めた者

3 大学院委員会は、学長が決定を行うに当たり、大学院に関し、必要な事項及び学長から諮問された事項を審議し、学長に意見を述べる。

4 大学院委員会の運営その他に関する規則は、別に定める。

(教員組織)

第9条 本大学院には、教授、准教授、講師、助教その他必要な教員を置く。教員は、主として本学学部、研究所等の教員をもって充てる。

(研究科長、専攻主任及びコース長)

第10条 研究科に研究科長を置き、専攻に専攻主任を置き、コースにコース長を置く。

2 研究科長、専攻主任及びコース長は、当該研究科の教授をもって充てる。

(研究科委員会)

第11条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が決定を行うに当たり、研究科に関し必要な事項及び学長から諮問された事項を審議し、学長に意見を述べる。

3 研究科委員会の運営その他に関する規則は、別に定める。

(事務組織)

第12条 本大学院に関する事務は、本学の事務組織がこれに当たる。

第4章 教育課程及び教育方法等

(教育課程)

第13条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第13条の2 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条の3 本大学院の課程においては、教育上特別な必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第14条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法及び単位数の計算基準)

第14条の2 授業の方法は、本学学則第34条の2第1項から第3項及び第5項を準用する。

2 各授業科目の単位数の計算基準は、本学学則第36条を準用する。

(成績評価基準の明示等)

第14条の3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 本大学院は、教員の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

(履修方法)

第15条 研究科における授業科目の履修及び研究指導の方法は、各研究科において定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第15条の2 各研究科は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する必要な事項は別に定める。

(単位の認定)

第16条 履修した授業科目の単位は、試験の成績又は研究報告の成果等を、第14条の3第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した場合に与えるものとする。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(他大学院における授業科目の履修等)

第17条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

(研究指導)

第17条の2 教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを、当該大学院又は研究所等との協議に基づき認めることができる。

2 前項の規定に基づく研究指導の取り扱いは、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院等において修得した授業科目の単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定上限)

第18条の2 第17条第2項及び第18条第2項の規定により、課程修了の要件となる単位とみなすことができる単位数の上限は、合わせて、20単位を超えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(課程修了要件)

第19条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上(人間発達学専攻臨床心理学コースの学生については、36単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第19条の2 博士後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上(英語英米文学専攻の学生については20単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められた者のうち、修士課程を修了して当該課程に入学した者は、当該課程に修士課程における在学期間を含めて、3年以上在学すれば足りるものとする。

第19条の3 前項に規定する課程修了要件に関し、修士の学位を有するものと同等以上の学力があると認められて入学し、優れた業績を上げたと認められた者は、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第20条 修士課程又は博士前期課程及び博士課程の修了の認定は、別に定めるところに

より、研究科委員会が行う。

(学位の授与)

第21条 修士課程又は博士前期課程を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する修士の学位は、次のとおりとする。

文学研究科 修士(文学)

人間生活学研究科 修士(学術)

3 博士課程を修了した者に対しては、博士の学位を授与する。

4 前項の規定により授与する博士の学位は、次のとおりとする。

文学研究科 博士(文学)

人間生活学研究科 博士(学術)

5 学位に関する必要事項は、本学則によるほか、ノートルダム清心女子大学学位規則による。

(論文提出による学位の授与)

第21条の2 前条第3項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(免許・資格)

第22条 本大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

2 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

研究科名	専攻名(課程名)	免許状の種類	免許教科
文学研究科	日本語日本文学専攻 (博士前期課程)	中学校・高等学校教諭 専修免許状	国 語
	英語英米文学専攻 (博士前期課程)	中学校・高等学校教諭 専修免許状	外国語 (英語)
	社会文化学専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社 会 地理歴史・公民
人間生活学 研 究 科	人間発達学専攻 人間発達学コース (修士課程)	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	
	食品栄養学専攻 (修士課程)	栄養教諭専修免許状	
	人間生活学専攻 (修士課程)	中学校・高等学校教諭 専修免許状	家 庭

第22条の2 本大学院人間生活学研究科人間発達学専攻臨床心理学コースにおいて、公認心理師の受験資格を得ようとする者は、別に定める科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

第6章 入学、休学、退学、復学、除籍及び留学

(入学資格)

第23条 修士課程又は博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
 - 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - 七 文部科学大臣の指定した者（平成元年9月1日文部省告示第118号）
 - 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの（入学の時期）
- 第24条 入学は、学年の初めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めたときは、教育研究に支障のない限り、学期の初めとすることができる。
- （出願及び選考）
- 第25条 入学志願者は、検定料を添え、所定の入学願書等を提出しなければならない。
- 2 入学志願者に対しては、別に定める入学試験を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

3 入学者選考に関する規則は、別に定める。

(入学者の決定)

第26条 入学手続については、本学学則を準用する。

2 前項の入学手続を完了した者に、学長は、入学を許可する。

(休学、退学及び復学)

第27条 休学、退学及び復学については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の手続きは、本学学則を準用する。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者については、研究科委員会の議を経て、学長は、除籍する。

一 死亡した者

二 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

三 第6条の在学期間を経て、なお、所定の課程を修了できない者

四 学費を滞納した者

2 前項第4号によって除籍とされた者については、学費未納の当該期間の履修科目は抹消される。

3 第1項第4号によって除籍された者が、2年以内に、未納分の学費を納入した場合は、除籍決定日に遡って、扱いを退学と変更できる。なお、この場合においても、抹消された履修科目は復活しない。

(留学)

第28条の2 本大学院において、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、大学院の学生が当該外国の大学院に留学することを認めることができる。

2 第17条及び第17条の2の規定は、大学院の学生が留学する場合について準用する。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 聴講生、科目等履修生、研究生、特別研究生

委託生及び外国人留学生

(聴講生)

第29条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目の聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

(科目等履修生)

第30条 本大学院の学生以外の者で、本大学院研究科の授業科目のうち、単位の修得を目的として履修を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

(研究生)

第31条 本大学院において、専門事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として許可することができる。

(特別研究生)

第32条 他の大学院に在学中の学生で、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究生として受け入れることができる。

第33条 削除

(委託生)

第34条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第35条 本大学院に、外国人留学生として入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(規定)

第36条 第29条から第35条に関する規則は、別に定める。

第8章 入学検定料及び学生納付金

(学生納付金等)

第37条 入学検定料及び授業料等学費の額は、別表2に定める。ただし、入学及び進学手続きを行う者、在学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び委託生に係る学費の免除は、別に定める。

第9章 賞罰

(賞罰)

第38条 本大学院学生の賞罰は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 賞罰の基準は、本学学則を準用する。

第10章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第39条 学年、学期及び休業日は、本学学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条の規定にかかわらず、平成15年度の文学研究科英語英米文学専攻、人

間生活学研究科人間発達学専攻及び食品栄養学専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	収容定員
文学研究科	英語英米文学専攻	修士課程	10人
人間生活学研究科	人間発達学専攻	修士課程	17
	人間発達学コース 臨床心理学コース		
	食品栄養学専攻	修士課程	9

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、人間生活学研究科人間発達学専攻人間発達学コースに係る授業科目のうち、教育方法特論及び生徒指導特論は、平成17年度の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年11月14日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第15条の2の規定は、博士前期課程及び修士課程の学生にあつては平成19年度入学者から適用し、博士後期課程の学生にあつては平成18年度入学者からこれを適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第28条第1項第4号、第2項及び第3項については、平成23年度在学学生から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条の規定にかかわらず、令和5年度の文学研究科日本語日本文学専攻博士前期課程、同英語英米文学専攻博士前期課程及び同社会文化学専攻修士課程の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	収容定員
文学研究科	日本語日本文学専攻	博士前期課程	9人
	英語英米文学専攻	博士前期課程	7
	社会文化学専攻	修士課程	7

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表1(2)の「専門関連科目」に記載した「英語英米文学専攻インターンシップ事前事後指導」「英語英米文学専攻インターンシップA」「英語英米文学専攻インターンシップB」「英語英米文学専攻インターンシップC」については令和6年度以前の入学生も履修できることとし、各入学年度の学則の別表1(2)の「専門関連科目」として適用する。